

趣旨説明

1 趣旨

本懇話会は、本市における安全で安心なまちづくりの推進にあたり、外部の視点からの意見又は助言を求めるために開かれるものです。

本懇話会は、奈良市安全安心まちづくり条例をよりどころとしています。

2 意見を求める事項

本懇話会において、皆様から意見を求める事項は

- (1) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (2) 安全で安心なまちづくりの推進状況に関すること。
- (3) 奈良市安全安心まちづくり基本計画等に関すること。
- (4) その他の安全で安心なまちづくりの推進に関し、市長が意見を求める必要があると認めること。

の4点であります。

3 参加者

本懇話会の参加者であります皆様は

- (1) 学識経験を有される方。
- (2) 自治連合会関係者であられる方。
- (3) 教育関係者であられる方。
- (4) 行政関係者であられる方
- (5) 各種団体代表者であられる方
- (6) その他市長が適当と認める方

の中から選ばれた方々であります。

4 奈良市安全安心まちづくり基本計画

奈良市安全安心まちづくり条例、第8条で、市長は、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとされています。

奈良市安全安心まちづくり基本計画は、平成20年4月1日に奈良市安全安心まちづくり条例が制定されたのを受け、第1回目は、平成21年度から平成25年度、第2回目は、平成26年度から平成30年度に策定されました。今回の改定は、平成31年度から平成35年度までを計画期間として策定いたします。

基本的には、平成21年度から平成25年度の計画をベースに平成26年度から平成30年度の計画は改定されています。より多くの市民の方々に知ってもらえるように、わかりやすくコンパクトに改定されました。具体的には、本日配布させていただいた資料にもありますように、第2章の現状の分析が特にコンパクトにまとめられています。

現計画においては、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという自主防犯意識を高めるとともに、社会の規範及び社会の一員としてマナーを遵守する意識を醸成することにより、市民が互いに思いやり、支え合う良好な地域社会を形成することが不可欠であるとの認識の下に、市、市民、自治会、事業者等が互いに協働して行わなければならないという基本理念に基づき、活動計画として3つの柱である防犯・交通・公共の場所等におけるマナー等の遵守を項目とした取り組みの推進を目指しました。

5 おわりに

近年、少子高齢化、核家族化といった生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、地域社会における人と人、人と地域とのつながりが希薄になっている現在、奈良市安全安心まちづくり条例でもありますように、市・関係機関・各種団体などが、それぞれの立場で安全・安心な快適なまちづくりの推進を図っております。これらの活動をより効果的なものとするためには、すべての市民が自主防犯意識を高め、社会規範や社会の一員としてのルールを遵守し、人と人、人と地域とのつながりを強めるとともに、市、市民、自治会、事業者などが連携・協働することが重要であると考えます。

来年度、奈良市安全安心まちづくり基本計画を改定するにあたり、懇話会委員の皆様方の助言をいただき、平成31年度から平成35年度の奈良市の防犯施策の指針となるようなものにしたいと思っております。

委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成21年度 基本計画内容	平成26年度 基本計画内容
<p>第1章 計画の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 2 取組目標 3 計画期間 <p>第2章 現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現状 <ol style="list-style-type: none"> (1) 犯罪の情勢 (2) 交通事故の情勢 (3) 迷惑行為の情勢 <ol style="list-style-type: none"> ア 迷惑と考える行為 イ 市が防止に取り組んでいる主な迷惑行為の概要 <ol style="list-style-type: none"> ①迷惑駐車 ②空き缶やタバコのポイ捨てなど ③ペット問題 ④不適切な家庭ごみの処理 ⑤落書きやはり紙 ウ 迷惑行為の発生件数の推移 (4) 近隣コミュニティの情勢 2 安心安全に対する市民の意識 <ol style="list-style-type: none"> (アンケート内容) 3 「安全安心まちづくり」の課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな手法による犯罪予防の取組 (2) 超高齢化社会への対応 (3) 犯罪に対する実体のない不安解消 <p>第3章 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事者意識の高揚 2 地域における自主的な活動の推進 3 環境の整備 	<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 2 取組目標 3 計画期間 <p>第2章 現状の分析</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪の情勢と分析 2 交通事故の情勢と分析 3 迷惑行為の情勢と分析 <p>第3章 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民一人ひとりの意識の高揚 (2) 地域における自主的な活動の推進 (3) 環境の整備 2 市の責務 3 市民・地域等の役割

平成21年度 基本計画内容	平成26年度 基本計画内容
<p>第4章 活動計画～防犯編～</p> <p>1 市の取組</p> <p>当事者意識の高揚</p> <p>(1) 市民一人ひとりの自主防犯意識 防犯意識向上のための啓発活動（ひとつくり）</p> <p>ア 意識啓発 イ リーダーの養成 ウ 相談体制の充実</p> <p>地域における自主的な活動の推進 自主防犯活動に対する支援（地域社会づくり）</p> <p>ア きっかけづくり イ 活動体制づくり</p> <p>環境の整備</p> <p>(1) 防犯性に配慮した施設等の整備 犯罪防止に配慮したまちづくりの推進（まちづくり）</p> <p>ア 公園、道路等の防犯対策 イ 自動車駐車場・自転車駐車場の防犯対策 ウ 建築物の防犯対策 エ 有害環境対策 オ その他の環境対策</p> <p>2 市の取組</p> <p>当事者意識の高揚</p> <p>(1) 市民一人ひとりの自主防犯意識</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p> <p>(1) 防犯性に配慮した施設等の整備</p>	<p>第4章 活動計画～防犯編～</p> <p>1 市の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚 防犯意識向上のための啓発活動（ひとつくり）</p> <p>ア 意識啓発 イ リーダーの養成 ウ 相談体制の充実</p> <p>地域における自主的な活動の推進 自主防犯活動に対する支援（地域社会づくり）</p> <p>ア きっかけづくり イ 活動体制づくり</p> <p>環境の整備</p> <p>犯罪防止に配慮したまちづくりの推進（まちづくり）</p> <p>ア 公園、道路等の防犯対策 イ 自動車駐車場・自転車駐車場の防犯対策 ウ 建築物の防犯対策 エ 有害環境対策 オ その他の環境対策</p> <p>2 市の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p>

平成21年度 基本計画内容	平成26年度 基本計画内容
<p>3 自治会等の取組 当事者意識の高揚 (1) 市民一人ひとりの自主防犯意識</p> <p>地域における自主的な活動(自主防犯活動)推進</p> <p>環境の整備 (1) 防犯性に配慮した施設等の整備</p> <p>4 事業者の取組 当事者意識の高揚 (1) 市民一人ひとりの自主防犯意識</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備 (1) 防犯性に配慮した施設等の整備</p> <p>第5章 活動計画～交通事故の防止～</p> <p>1 市の取組 当事者意識の高揚 (2) 市民一人ひとりの交通安全意識「譲り合い」の精神</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備 (2) 交通安全に配慮した道路等の整備</p> <p>2 市民の取組</p> <p>当事者意識の高揚 (2) 市民一人ひとりの交通安全意識、「譲り合い」の精神</p>	<p>3 自治会等の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p> <p>4 事業者の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p> <p>第5章 活動計画～交通事故の防止～</p> <p>1 市の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p> <p>2 市民の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚</p>

平成21年度 基本計画内容	平成26年度 基本計画内容
<p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備 (2) 交通安全に配慮した道路等の整備</p> <p>3 自治会等の取組</p> <p>当事者意識の高揚 (2) 市民一人ひとりの交通安全意識、「譲り合い」精神</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備 (2) 交通安全に配慮した道路の整備</p> <p>4 事業者の取組</p> <p>当事者意識の高揚 (2) 市民一人ひとりの交通安全意識、「譲り合い」の精神</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備 (2) 交通安全に配慮した道路等の整備</p> <p>第6章 活動計画～公共の場所等におけるマナー等の遵守</p> <p>1 市の取組 当事者意識の高揚 (3) 市民一人ひとりのマナーの向上</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p>	<p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p> <p>3 自治会等の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p> <p>4 事業者の取組</p> <p>市民一人ひとりの意識の高揚</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境整備</p> <p>第6章 活動計画～公共場所等におけるマナー等の遵守</p> <p>1 市の取組 市民一人ひとりの意識の高揚</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p>

平成21年度 基本計画内容	平成26年度 基本計画内容
<p>環境の整備 (マナーが遵守された状態の維持)</p> <p>2 市民の取組・自治会等の取組・事業者の取組</p> <p>当事者意識の高揚 (3) 市民一人ひとりのマナーの向上</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備 (3) マナーが遵守された状態の維持</p> <p>第7章 推進体制</p> <p>1 庁内推進体制</p> <p>2 関係団体との協働</p> <p>3 計画の見直し</p>	<p>環境の整備</p> <p>2 市民の取組・自治会等の取組・事業者の取組</p> <p>市民一人ひとりのマナーの向上</p> <p>地域における自主的な活動の推進</p> <p>環境の整備</p> <p>第7章 推進体制</p> <p>1 庁内推進体制</p> <p>2 関係団体との協働</p> <p>3 計画の見直し</p>